

第 1 3 号議案

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 2 1 年
亀岡市条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に
関する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 2 1 年
亀岡市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から
第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に
関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 放課後児童健全育成事業の充実を図るため、新1年生の放課後児童会への入会を、4月1日（現行は入学式後）からに改めること。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行すること。